

旅費の支給等に関する基準を全部改正する基準

旅費の支給等に関する基準（平成18年6月29日財務担当理事、国際交流担当理事裁定）の全部を次のように改正する。

国立大学法人京都大学旅費規程（平成18年達示第36号。以下「規程」という。）並びに国立大学法人京都大学旅費規則（平成18年6月6日総長裁定。以下「規則」という。）第7条第1項、第3項及び第12条第1項に基づき、旅費支給に必要な基準を定めるものとする。

1. 鉄道利用における特別車両に係る座席の利用基準<規程第5条別表第1表備考第2項関係>  
「特にその利用が必要なものとして別に定めるもの」は、次のとおりとする。
  - (1) 役員・部局長に帯同し、特別車両に係る座席において打ち合わせを行う必要がある場合
  - (2) 特別車両に係る座席を利用する招へい研究者等に随行する場合
  - (3) 外国旅行において、治安上やむを得ない場合
  
2. 内国旅行時の航空機利用における特別座席の利用基準<規程第5条別表第1表備考第2項関係>  
「特にその利用が必要なものとして別に定めるもの」は、次のとおりとする。
  - (1) 役員・部局長に帯同し、特別座席において打合わせを行う必要がある場合
  - (2) 特別座席を利用する招へい研究者等に随行する場合
  - (3) その他、部局の長が合理的な理由があると判断した場合
  
3. 外国旅行時の航空機利用における特別座席の利用基準<規程第5条別表第1表備考第2項関係>  
「特にその利用が必要なものとして別に定めるもの」は、次のとおりとする。
  - (1) 旅行区間における所要航空時間が8時間超える場合
  - (2) 役員・部局長に帯同し、特別座席において打合わせを行う必要がある場合
  - (3) 特別座席を利用する招へい研究者等に随行する場合
  - (4) その他、部局の長が合理的な理由があると判断した場合なお、この場合であっても極力ディスカウントチケットの利用等、経費の抑制に努めるものとする。
  
4. 職員等以外の者について本学の職に相当する職等の区分基準<規程第5条別表第2表備考及び第3表備考第4項関係>  
【役員・部局長の区分に相当する者】
  - (1) 国立大学法人の役員の職務
  - (2) 国立大学法人が設置する国立大学(以下「国立大学」という。)の学部長、研究科長、附置研究所長、附属図書館長、附属病院長の職務
  - (3) 本学の経営協議会委員の職務
  - (4) 独立行政法人の役員の職務
  - (5) 独立行政法人が設置する博物館、美術館、研究所その他内部機関又はこれに相当する機関（以下「独立行政法人設置機関」という。）の長の職務

- (6) 国務大臣若しくは国会議員の職務
- (7) 都道府県又は市町村の長の職務
- (8) 都道府県又は市（公立大学法人を含む。）が設置する大学の長の職務
- (9) 私立大学の長の職務
- (10) 外国の大学の長の職務
- (11) 民間企業の取締役の職務
- (12) 前(11)までのうち(2)を除く職にあった者の職務
- (13) 前(12)までの職に相当するものとして、旅行命令権者が認めるもの

**【教授・准教授・部課長級の区分に相当する者】**

- (1) 国立大学の教授又は准教授の職務
- (2) 国立大学の事務部の部長、部長級相当、課長又は課長級相当の職務
- (3) 独立行政法人設置機関の教授又は准教授の職務
- (4) 独立行政法人設置機関の事務部の部長、部長級相当、課長又は課長級相当の職務
- (5) 国の機関の部長、部長級相当、課長又は課長級相当の職務
- (6) 都道府県又は市（公立大学法人を含む。）が設置する大学の教授又は准教授の職務
- (7) 都道府県又は市（公立大学法人を含む。）が設置する大学の事務部の部長、部長級相当、課長又は課長級相当の職務
- (8) 私立大学の教授又は准教授の職務
- (9) 外国の大学の教授又は准教授（これらに相当する者を含む。）の職務
- (10) 前(9)までの職に相当するものとして、旅行命令権者が認めるもの

**【教職員の区分に相当する者】**

- (1) 役員・部局長、教授・准教授・部課長級及びその他の区分に相当する職等以外のもの
- (2) 日本学術振興会特別研究員
- (3) 博士後期課程の学生が、職務補助でなく、研究発表等、一研究者として当該研究プロジェクトの業務を遂行するもの
- (4) 上記(2)、(3)以外で教職員の区分に相当するものとして、旅行命令権者が認めるもの

**【その他の区分に相当する者】**

- (1) 学生（なお、この区分に相当しがたい学生は、出張の職務内容、略歴等を勘案し、教職員の区分とすることができるものとする。）
- (2) (1)以外でその他の区分に相当するものとして、旅行命令権者が認めるもの

5. 内国旅行に係る宿泊料について規程によりがたい場合の処理基準<規程第5条別表第2表関係>

本学が定めた宿泊料を上回る宿泊施設を利用せざるを得ない場合については、個々の事例ごとに財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）に協議して承認を得るものとする。

6. 外国旅行に係る宿泊料について規程によりがたい場合の処理基準<規程第5条別表第3表関係>

あらかじめ宿泊施設の指定がある等のやむを得ない事情による場合、若しくは国際交流事業に研究者等を招へいする場合において、本学が定めた宿泊料を上回る宿泊施設を利用せざるを得ない場合につい

ては、宿泊料定額の2倍を限度に、現に支払った額を宿泊料として支給することができる。

なお、その他のやむを得ない事情により、宿泊料定額の2倍を超過する宿泊施設を利用せざるを得ない場合については、個々の事例ごとに財務担当理事に協議して承認を得るものとする。

#### 7. 採用・異動に伴う赴任旅費の支給基準<規程第5条別表第4表、第5表、第6表及び第7表関係>

採用・異動に伴う赴任旅費は、赴任に伴うものとして、赴任を命ぜられた日から、本人は3ヶ月以内、家族は1年以内の間に移転した場合に支給する。

ただし、採用・異動に伴い移転をした場合であっても、旧居所が在勤地から60km未満である場合は、赴任旅費は支給しないものとする。なお、60km未満であっても、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤した場合で通勤時間が2時間を超える地域に移転した場合は、赴任旅費の対象となる。

また、採用・異動に伴う赴任旅費に関して、特別な扱いが必要な事項については、財務担当理事に協議して支給することができることとする。

#### 8. 旅費の請求時期に関する基準<規程第6条第6項関係>

規程第6条第1項の規定による旅費の請求が、規程第3条による手続と合わせて又は当該出張の完了前に行われたときは、当該出張の完了後に旅費を支払うものとする。この場合において、当該出張者は、請求した内容に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

#### 9. キャンパス間移動に係る交通費の支給基準<規程第3条第5項関係>

吉田、宇治、桂キャンパス間の移動については恒常的区間とし、業務命令(旅行命令外)の範囲として処理する。この場合、原則として連絡バスを利用することとするが、用務の都合によりこれにより難しい場合は、旅費としてではなく交通費の実費(回数券、プリペイドカード等の現物支給又は立替払等)を支給することとする。

その他、部局における遠隔地間の移動など、頻繁に行き来する区間がある場合で、当該部局が必要と認めるものについては、当該部局において、恒常的区間とすることができるものとし、上記と同様に実費を支給することとする。

#### 10. 近郊地域旅費の支給基準<規程第7条第3項関係>

吉田キャンパスまたは桂キャンパスを起点とし、以下の地域を目的地とする出張については、近郊地域旅費として交通費の実費を支給する。

〈京都府〉京都市、宇治市、向日市、長岡京市

〈滋賀県〉大津市

発着地が同一市内の場合もこの取扱いに準じる。

業務命令として取扱う移動については、旅行命令外であるため、ここでの出張には含まれない。

その他を起点とする部局において、当該部局が必要と認めるものについては、当該部局において、この取扱いに準じて設定できるものとする。

### 1 1. 準近郊地域旅費の支給基準<規程第7条第3項関係>

吉田キャンパス及び桂キャンパスを起点とし、以下の地域を目的地とする出張については、準近郊地域旅費として交通費及び日当（同一市内交通費補填額等として1日あたり1,000円）を支給する。

〈京都府〉 亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町

〈滋賀県〉 草津市、守山市、栗東市、野洲市

〈大阪府〉 大阪市、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市

その他を起点とする部局において、当該部局が必要と認めるものについては、当該部局において、この取扱いに準じて設定できるものとする。

### 1 2. 外国人教師等の赴任の際に支給する旅費に関する支給基準<規則第12条関係>

外国人教師及び外国人研究員（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年示第1号）第14条に定めるものをいう。）に対しては、次に定める旅費を支給する。

#### 【外国人教師】

- (1) 赴任旅費 規程及び規則の規定により当該赴任に関し必要な旅費を支給する。
- (2) 帰国旅費 外国人教師として2年以上本学に勤務した者が、雇用期間を通じて在職した場合において、当該雇用契約期間の満了の日から3月以内に帰国する場合は、当該外国人教師の帰国先を赴任先として取扱い、規程及び規則の規定により当該帰国に関し必要な旅費を支給する。
- (3) 一時帰国旅費 外国人教師が一時帰国（本学に勤務した期間が3年を超え、かつ、引き続き雇用が予定されている外国人教師が、3年につき1回、1月以内の期間（勤務地と帰国先国間の往復に要する期間を除く。）帰国するもので、総長の承認を得たものに限る。）する場合は、当該外国人教師の一時帰国先を出張先として取扱い、規程及び規則の規定により当該一時帰国に関し必要な旅費を支給する。この場合において、扶養親族を同行するときは、当該扶養親族に係る交通費の実額及び旅行雑費を支給することができる。
- (4) 遺族の帰国に係る旅費 外国人教師が死亡した場合で、その遺族が当該外国人教師の死亡した日から3月以内に帰国するときは、規則第11条の定めるところにより当該遺族の帰国に関し必要な旅費を支給する。

#### 【外国人研究員】

赴任及び帰国旅費 規程及び規則の規定により当該赴任及び帰国に関し必要な旅費を支給する。この場合において、帰国に係る旅費は当該外国人研究員の帰国先を赴任先として取扱う。ただし、赴任及び帰国のいずれの場合にあっても、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。

#### 【その他】

- (1) 外国人教師及び外国人研究員の日当及び宿泊料については、本人については「教職員」の、扶養親族については「その他」の区分による額とする。
- (2) 外国人教師及び外国人研究員に係る交通費の支給に際しては、規程別表第1表備考第2項は適用しないものとする。
- (3) 従前の取扱により外国人教師又は外国人研究員との間において雇用契約を締結しているものそ

の他で、当該外国人教師又は外国人研究員に係る旅費の取扱について、この基準により難い事情があるときは、なお従前の例によることができるものとする。

#### 1 3. 文部科学省研修生等の住居移転等に係る経費の取扱いについて<規則第12条関係>

文部科学省研修生その他本学職員の身分を有したまま他機関において研修に従事する者で、当該研修予定期間が1年以上となり、かつ、これに伴い住居を移転する者に対しては、規程及び規則に定める赴任旅費の例に準じ、当該移転に係る経費を支給する。

当該研修予定期間を満了した場合において、本学での勤務に復帰することに伴い、住居を移転する場合についても同様とする。

#### 1 4. パック旅行における旅費の支給基準<規程第7条第3項>

出張の際に、パック旅行（旅行代理店が交通と宿泊をセットで手配した旅行をいう。以下同じ。）を利用する場合の交通費及び宿泊費は、パック旅行に係る経費を支給する。

ただし、パック旅行に係る経費に食事代が含まれていない場合、朝食代については日当の100分の30に相当する金額、夕食代については日当の100分の70に相当する金額を加算して支給することができる。

この場合において支給する額は、パック旅行を利用しない場合の交通費及び宿泊料の合計額を限度とする。

#### 1 5. 現によった起点・終点とすることができる出張に係る支給基準<規程第5条別表第1表備考第1項関係>

出張の際に、勤務場所ではなく、現によった起点・終点とすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 出張の用務地の近郊に自宅がある場合等、原則どおり旅費を支給することが実態に比して著しく高額の旅費を支給することになる場合
- (2) 新幹線又は航空機の利用において、発着地の近郊に自宅がある等、自宅等を起点・終点とすることに合理的な理由がある場合
- (3) 近郊地域出張の場合
- (4) 自家用車による出張の場合

#### 附 則

- 1 この基準は、平成23年7月1日より実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に旅費の支給等に関する基準（平成18年6月29日財務担当理事、国際交流担当理事裁定）の規定により協議して承認された取扱いについては、当分の間、なお従前の例によることができる。